

全国知事会の提言に賛同し、被災者生活再建支援制度の見直しを求める会長声明

2018（平成30）年11月9日、全国知事会は、被災者生活再建支援制度の充実と安定を図るための提言を公表し、被災者生活再建支援制度の支援対象を半壊まで拡大することや一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすることなどを国に求めた。

被災者生活再建制度は、被災者生活再建支援法に基づき、一定の災害において住宅に被害を受けた被災者に対して、最大300万円の支援金を支給する制度であるが、その支給対象は、自宅が全壊または大規模半壊した世帯に限られていた。

しかしながら、被災地の状況を見れば、例え半壊の認定を受けた世帯であっても、その被災の程度は大規模半壊とさほど変わらず、修理や再建のためには、全壊・大規模半壊の被災者と同程度の費用を要する場合は少なくない。

当会が被災地で行ってきた相談活動の中でも、半壊の認定であるがために、何らの支援も受けられずに、生活の再建に苦慮しているという事例が存在している。

また、この数年で注目を集めている在宅被災者問題も、その問題の一つとして、半壊認定のために何ら支援金が受給できない事が指摘できる。

全壊・大規模半壊と変わらない程度に、生活基盤に著しい被害を受けているにもかかわらず、支援金が一切受給できないという不公平な状況にあり、これが復興の進みを妨げる一因となっていることは否定できない。

被災者の生活再建については、そもそも、住家の被害のみに着目した制度設計自体が問題であり、かつ、支援も世帯毎になされることで、被災者一人ひとりの生活再建という点に重きが置かれていないことも問題である。従って、当会としては、被災者の生活再建は、人間の復興という考えを礎に、被災者一人ひとりの状況に合わせた支援が可能となるよう、災害ケースマネジメントを導入すべきとの意見を公表している。

しかしながら、現行制度を前提とする中において、一人でも多く復興に向けた必要な支援が得られるよう、半壊世帯も支援の対象とすることには、強く賛同するところである。

また、これまでいくつもの災害において、複数の自治体に被害がまたがっている場合、法適用の要件を満たす自治体には同法による支援が行われ、要件を満たさない自治体には同法による支援が行われないということが繰り返されている。当会も、同一の災害に同一の支援が行われるよう、同法の適用について要件を見直すべきである旨提言してきたところである。

同一の災害により被災しながら、自治体内の被害が法適用の要件を満たさないために、他の自治体では受けられる支援が特定の自治体では受けられないという

ことは、不平等以外の何物でもなく、早期に改正されるべき点である。

全国知事会の、「一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には全ての被災区域を支援の対象とすべきだ」という提言は、平等な支援を実現するためのものであり、強く賛同するところである。

もとより、被災者生活再建支援法は、その第一条に「この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。」と謳っているのであるから、都道府県の意向は同法の運用に強く反映されるべきである。都道府県の首長の集まりである全国知事会が、被災者生活再建支援制度について提言をしたことは重く捉えられるべきであり、国は、これを受けて、速やかに、被災者生活再建支援制度を見直すべきである。

2018（平成30）年11月29日

岩手弁護士会

会長 太田 秀 栄

